

飲食店等を経営している皆様へ

—においの対策のお願い—

最近、飲食店などからのにおいに関する苦情が増えています。たまに嗅ぐと食欲をそそるにおいも、毎日嗅がされると悪臭に感じられることもあるのです。

飲食店の方はにおいに慣れてしまっていますので、苦情を訴える方とのおいに対する意識のずれも、問題の解決を長引かせる要因の一つとなっています。



川崎市では、においの問題を（事前に）回避するため、次のことをお願いしています。

- すきまやドアなどの開放部から、強いにおいが外に出ないように建物の構造や換気用フードの吸引方法など工夫してください。
- お店の外の排気の位置や高さや方向、排気設備の能力や構造などを考えて、排気による周りへのにおいの影響をできるだけ少なくしてください。
- においのある材料やごみは水分を切って、においが出ないよう蓋のある物に保管してください。
- 換気扇などの油污れは、においの原因となりますので、定期的に掃除してください。
- においが多く出るような場合は、脱臭装置や消臭剤の使用等を検討してください。
- 万一、付近の住民の方から苦情が申し入れられた場合は、立場の違いを考慮し、誠意を持った対応をお願いします。



川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、様々なにおいが混ざった複合臭に対する許容値が定められています。（裏面）

対策について、環境省から『ひと目で分かる「脱臭装置」選択ガイド』が出ています。

https://www.env.go.jp/air/akushu/equipment_guide.html

規制許容値早見表（臭気指数）

午後11時～午前8時

	敷地境界線	排出口			排水水
		高さ30m未満（排出ガス量別）		高さ30m以上	
		300m ³ /min以上	300m ³ /min未満		
地域1 （住居系地域）	12	27	30	32	28
飲食店 小規模事業所	15	30	33		31
地域2 （その他の地域）	15	30	33	35	31
飲食店 小規模事業所	18	33	36		34

午前8時～午後11時

	敷地境界線	排出口			排水水
		高さ30m未満（排出ガス量別）		高さ30m以上	
		300m ³ /min以上	300m ³ /min未満		
地域1 （住居系地域）	15	30	33	35	31
飲食店 小規模事業所	18	33	36		34
地域2 （その他の地域）	18	33	36	38	34
飲食店 小規模事業所	21	36	39		37

住居系地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

その他の地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域

小規模事業所：製造業その他では従業員20人以下、商業・サービス業では、従業員5人以下の事業所をいう。
従業員とは、おおむね常時使用する従業員の数をいう。



川崎市環境局環境対策部大気環境課
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL：044-200-2517